

前橋市部設置条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(事務の分掌) 第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1) 総務部 ア～ク 省略 <u>ケ</u> 省略 (2) 未来創造部 ア～イ 省略 <u>ウ 広報に関すること。</u> <u>エ～オ</u> 省略 (3)～(13) 省略</p>	<p>(事務の分掌) 第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。 (1) 総務部 ア～ク 省略 <u>ケ 広報に関すること。</u> <u>コ</u> 省略 (2) 未来創造部 ア～イ 省略 <u>ウ～エ</u> 省略 (3)～(13) 省略</p>